日本島嶼学会入会申込書　JSIS Membership Entry Form

私は、貴学会への入会を希望し、貴学会員1名による推薦の上、本申込書を提出します。つきましては、貴学会の会則を遵守すると同時に、下記記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく連絡します。

　年 　月 　 日

　　　　　　　　　　　　　　署名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　名 | 姓（Family name） | 名（Middle and firstrname） |
| よみがな（Hiragana） |  |  |
| ローマ字（Romanized） |  |  |
| 所属先・部署(Affiliation & Office) |  |
| 性別（Gender） | □女（Female）　 | □男（Male）  | □その他（Others） |
| 生年月日（Birth Date） | 西暦　　　　年（Year） 月(Month)　　　　日(Day)生まれ |
| 入会希望年度 | 西暦　　　　　　　　年度から |
| 会員資格（Member Status） | □正会員（Regular member） □準会員（Associate member）□学生会員（Student member）□賛助会員（Sponsor member） |
| 学会発行物・連絡の宛先・郵送先(Mailing address) | □自宅宛を希望する（For domicile）□所属先宛を希望する（For affiliation or office） |
| 専門・研究分野(Major or speciality) |  |
| 研究対象地域・国・島嶼名(Fieldwork area) |  |
| 島嶼研究の動機・抱負 (Motive for and/or commitment with island studies, or islands) |  |
| 自宅住所（Domicil address） | 〒 |  |
| 自宅電話 /FAX(Phone & Fax number) |  |
| 携帯電話(Cellulor number) |  |
| 所属先住所(Affiliation address) | □ | 〒 |  |
| 所属先電話・FAX(Officephone/FAX ♯) | □ |  |
| e-mail address | □ |  |
| 本学会の推薦者Name of recommander (a JSIS member) |  |
| 学生会員のみ(For only student member) 指導教員名(Name of your professor) |  |

入会届作成上の注意ならびに会員資格についての説明

Ⅰ.【記入について】

①「氏名」は漢字またはひらがなを使用すること。日本名・漢字名をもたない者は、カタカナで表記すること。

②「よみがな」はひらがなでかくこと。日本名・漢字名をもたない者は省略してよい。

③「ローマ字」は日本名・漢字名しかもたない者については省略してよい。日本名・漢字名をもたない者は、パスポートに表示されているローマ字を記入すること。

④性別・会員資格欄・郵送先にある□印には、該当・希望する項目に「レ」印を入れること。

⑤自宅住所、自宅電話/FAX、携帯電話の情報は、ニュースレターでの会員移動欄や会員名簿録等で公開しない。

⑥所属先住所以下にある□印には、ニュースレターでの会員移動欄や会員名簿録等での公開を希望しない場合、「レ」印を入れること。

⑦推薦者は、本学会の会員に限る。推薦者の見当が付かない場合は、事務局に問い合わせること。

⑧学生・院生で大学あるいは所属先を郵送先に指定する場合、不着の場合も考えられるので、指導教員の研究室気付とすることを勧める。

II.【郵送物等における住所等表記について】

本学会から会員個人あてに郵送する際に使用する印字された住所シールの表記ならびに毎年各会員に郵送される確認作業としての住所等確認表での表記は下記のとおりとなる。住民票あるいは登記簿上の住所表記とは必ずしも同一ではないので留意されたい。

①住所が「市」および「区」（東京都・政令市含む）である会員の住所には都道府県名は表記しない。

②住所が①以外の会員については都道府県名が表記される。ただし、郡名および支庁名は表記しない。

③東京都特別区在住会員の住所は「○○区」から表記される。政令市および行政区を抱える市については、「○○市○○区」と表記される。行政区を有する町村に居住する会員の住所は「○○県○○町○○区」と表記される。

④丁目（住居表示区域のもの）および「大字」「小字」「字」の表記はしない。ただし、住居表示区域ではない固有地名として「丁目」があるものについて表記する。

⑤市町村区以下の「町」「丁」「村」「組」等については表記する。

⑥枝番を分かつ際に用いる記号はすべて「－」とする。「の」「ノ」など仮名は使用しない。

⑦所属先については、企業・団体は部局単位までとする。大学の場合は原則、学部・大学院研究科（学府・研究院）単位までとする。ただし、不着の危険性がある場合については、学科・専攻・課程等の表記も行う。

III.　年会費納入と入会との関係、および年会費納入証憑の提出について

1. 入会（会員資格）は、入会希望者による年会費の納入が本学会により確認された時点から発効する。
2. 入会希望者は入会届（本書）提出時に、年会費納入の証憑（もしくはその写し）を同封・同送すること。
3. 年会費は会員資格により異なる。本学会ウェブサイトにて確認すること。
4. 入会翌年度からの年会費充当を希望する場合でも、入会時に年会費を納入の上、その旨を具申すること（本書の「入会希望年度」欄）。

IV【会員資格について】

①「準会員」とはニュースレター等刊行物の講読会員を意味する。総会等での議決権は持たない。

②「学生会員」は入会時に学生証の写しを本書と同封して送付する必要があるほか、学生の身分を消失した場合は遅滞なく本学会に通知すること。

 V【発行物の郵送について】

本状にて記載されている「発行物」とは主に、『島嶼研究』『年報島嶼学（Nissology）』などの研究誌、研究活動誌を意味する。ニュースレターは原則、各会員のメールアドレス宛に電子版を送付する（郵送不可）ため、メールアドレスを変更する際にも、事務局に届けること。